

学校法人東京電機大学災害対策本部要項

平成 24 年 6 月 12 日

規 3 第 306 号

(目的)

第 1 条 この要項は、学校法人東京電機大学災害対策に関する規程第 3 条に基づき、理事長が設置する災害対策本部に関する事項、並びに各キャンパスの長が設置する各キャンパス災害対策本部に関する事項について定める。

(本部の設置場所)

第 2 条 災害対策本部は、理事会議室に設置するとともに、各キャンパス災害対策本部は、次のとおり設置する。

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 東京千住キャンパス | 2 号館 3 階講師室 |
| (2) 埼玉鳩山キャンパス | 本館 1 階講師室 |
| (3) 東京小金井キャンパス | 教育棟 1 階応接会議室 |
| (4) 千葉ニュータウンキャンパス | 防災センター・中央監視室 |

2 前項の場所が被災により倒壊もしくは倒壊の恐れ等がある場合には、設置場所で相当と思料される場所を災害対策本部とすることができる。

(災害対策本部)

第 3 条 災害対策本部は、各キャンパス災害対策本部を統括し、教職員への指示及び事態の状況把握、全学的な今後の対応計画の策定、学内外への情報発信を行う。

2 災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は理事長とし、前項の職務を遂行するため、災害対策本部を指揮する。

3 災害対策本部長補佐（以下、「本部長補佐」という。）は予め理事長が指名する者とし、本部長を補佐するとともに本部長がその職を遂行できない場合には本部長の職を代行する。

4 災害対策副本部長（以下、「副本部長」という。）は学長、中学校・高等学校長並びに総務部長とし、被災等により本部長補佐がその職を遂行できない場合には、副本部長がその職を代行する。

5 災害対策副本部長補佐（以下、「副本部長補佐」という。）は副学長のうち 1 名（統括副学長があるときは「統括副学長」、又、副学長がない時は予め指定する学長補佐のうち 1 名）、中学校教頭又は高等学校教頭のいずれか及び管財部長とし、副本部長を補佐するとともに副本部長がその職を遂行できない場合には副本部長の職を代行する。

6 前 3 項においてなお本部長の職を遂行する者がいない場合には、学長室長が代行する。

(災害対策本部員)

第 4 条 災害対策本部員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長室長
- (2) 災害対策本部長が指名した者

(各キャンパス災害対策本部)

第5条 各キャンパス災害対策本部（東京千住キャンパス災害対策本部は、原則として災害対策本部の下で運営する）は、第7条に規定する職務を遂行する他、災害対策本部の判断に基づき、現場の対応（避難誘導・被災者保護等）を図る。また、正確な事態の把握に努め、対応状況・被災状況等は、適宜、災害対策本部に報告する。

- 2 各キャンパス災害対策本部長（以下、「キャンパス本部長」という。）は各学部長（東京千住キャンパスは工学部長）及び中学校生活指導部長又は高等学校生活指導部長のいずれかとし、第7条の職務を遂行するため、キャンパス災害対策本部員を指揮する。また、千葉ニュータウンキャンパスについては、管財部員のうち1名をキャンパス本部長とする。
- 3 各キャンパス災害対策副本部長（以下、「キャンパス副本部長」という。）は別表に定める者とし、被災等により学部長（中学校・高等学校生活指導部長）がキャンパス本部長の職を遂行できない場合には、キャンパス副本部長のうち1名がキャンパス本部長の職を代行する。

(各キャンパス災害対策本部員)

第6条 各キャンパス災害対策本部設置時に在勤している教職員（防災センター員、守衛等含む）は総員、各キャンパス災害対策本部員（以下、「キャンパス本部員」という。）となる。ただし、東京千住キャンパスの職員にあっては、原則として第4条の災害対策本部員となる。なお、第7条第3項により帰宅を命じられた教職員はその限りではない。

- 2 各キャンパス災害対策本部の設置が休日・夜間等で本法人のキャンパス等にいない教職員は、本人及び家族並びに財産の安全を確保した後、可能な限り勤務するキャンパスに出勤し、キャンパス本部員となるものとする。
- 3 管理運営組織に規定する事務組織の長は、キャンパス本部長、キャンパス副本部長を補佐し、本部員を指揮する。

(各キャンパス災害対策本部の職務)

第7条 各キャンパス災害対策本部は次の職務を行う。

- (1) 各キャンパスの消防計画に基づき編成している自衛消防隊の指揮及び情報収集
 - (2) 安否情報等の照会対応並びに災害対策本部からの照会対応
 - (3) 自治体等との連携に関する事項（情報収集及び救援物資の確保等）
 - (4) 非常食等の配給方法に関する事項
 - (5) その他人命の安全確保並びに被害拡大を最小限に抑えるための必要な措置
- 2 前項の職務を遂行するための編成は、各キャンパス消防計画に規定するとおりとする。
 - 3 大規模地震等発生の恐れがある場合の職務として、第1項のほか、学生・生徒及び教職員の帰宅を指揮する。ただし、学生・生徒の帰宅に関しては、緊急度等により、各キャンパス本部長が単独で指揮することができる。

(災害対策本部及び各キャンパス災害対策本部の解散)

第8条 本部長は、事業復旧の見通しがたつたと判断した時点で災害対策本部を解散し、各キャンパス本部長は本部長の指示により各キャンパス災害対策本部を解散する。

付 則

この要項は、平成24年6月12日から施行する。

付 則 (平成25年3月13日決定)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。(第3条、第4条)

付 則 (平成25年9月10日決定)

この改正は、平成25年9月10日から施行する。(別表)

付 則 (平成28年5月17日決定)

この改正は、平成28年6月1日から施行する。(別表)

付 則 (平成28年10月4日決定)

この改正は、平成28年10月4日から施行する。(第3条、第4条、第5条、別表)

付 則 (平成29年5月24日決定)

この改正は、平成29年4月1日から施行する。(別表)

付 則 (平成30年3月20日決定)

この改正は、平成30年4月1日から施行する。(第2条、第5条、別表)

付 則 (平成30年8月22日決定)

この改正は、平成30年10月1日から施行する。(第2条、第5条、別表)

付 則 (令和2年2月18日決定)

この改正は、令和2年4月1日から施行する。(別表)

付 則 (令和2年9月8日決定)

この改正は、令和2年9月8日から施行する。(第2条)

付 則 (令和3年9月21日決定)

この改正は、令和3年9月28日から施行する。(第1条、第2条)

別表 各キャンパス災害対策副本部長（第5条関係）

東京千住キャンパス災害対策本部副本部長	未来科学部長
	システムデザイン工学部長
	情報環境学部長
	東京千住キャンパス事務部長
	学生支援センター長
埼玉鳩山キャンパス災害対策本部副本部長	理工学部事務部長
東京小金井キャンパス災害対策本部副本部長	中学校・高等学校事務室長

（注）学生支援センター長が東京千住キャンパス以外の他キャンパスの所属教員である場合は、学生支援センター次長を東京千住キャンパス災害対策副本部長に加えることができる。